

## 日本科学者会議(ISA)滋賀支部

# 

2024年4月8日発行 第102号 事務局長 小島 彬

TEL/FAX: 077-589-3724

Email: akrkoiima@ybb.ne. ip

## 奈良教育大附属小学校の教育への介入と出向強制 人事~何が問題なのか?

#### 山上修(個人会員分会/滋賀民研)

学習指導要領からの逸脱を口実にした自民党・文科 省の教育への介入と、学長・校長によるトップダウ ンの学校管理が狙いか

今回の奈良教育大による、附属小の教育課程の是 正と出向人事の理由を、当該校の附属小校長は、1月 17 日同校 HP で下記のように述べています。

「毛筆指導、道徳、外国語などが不十分であること や、職員会議の決定権が強く校長の権限を制約して いることなどに疑問を感じました。その改善に向け て職員会議に提案や指示をすることで本来の姿を取 り戻したいと努力しましたが、私自身の力不足によ りその改善を図ることは出来ず、今回このようなこ とになってしまいました」(註1\*)と。

「今回このようなこと」とは、要約すると、昨年度 県教委から着任した校長が、県教委にこの件を相談 し、県教委から指摘を受けた奈良教育大(以下奈教大) 学長・副学長と校長らが、自民党文科部会と文科省か ら批判や意見され、附属小に学習指導要領遵守と出 向人事とを指示(註2\*)したことを指します。

校長は、これによって「今後は、法令遵守を心掛け ることを大前提とする中で、職員一丸となって地域 のモデルとなるような研究を進める優れた小学校を めざし」(註1\*)たいと述べています。

## 自民党文科部会と文科省の意見を受けてつくられた 奈教大の指示は、適切だったのか?

「本校の教員は子どもに対して実に丁寧にきめ細 かく指導していたことは間違いなく、驚くほど前向 きに自分の言葉で話せる児童が多いことも事実です」 (註1\*)と、語るのは、他ならぬ、今回、指示に関与し た附属小校長自身です。この学校の教職員の指導ぶ りを、校長自身が、これほど評価し、その指導下で、 子どもたちが、これほど主体的に成長しているにも かかわらす、なぜ是正しようとするのでしょうか。保 護者も強制異動措置に断固反対と2千人分の署名を

大学に出し、子どもも同様の動きをしています。

優れた教職員集団、優れた教育実践で子どもが主 体的に育つ学校で、子どもや保護者から支持されて いても、学習指導要領通りでないから、校長権限が 「制約」されているから、是正が必要なのでしょうか。

#### 政府は学術・文化・宗教・教育を支配してはならない

世界では、かつて政権に反する学術・文化・宗教が 弾圧され統制された歴史があり、今もあります。日本 でも例えば戦争遂行に反するとして、学術・文化・宗 教や教育も弾圧され統制されました。その結果、市民 の自由・幸福が奪われ、戦争を制止できず、国家は破 滅。これを教訓として、学術・文化・宗教や教育は、 その時の政権によって支配・統制してはならないと いう憲法・教育基本法が生まれ、これが民主政治の大 事な原則となりました。

なぜ原則なのか。教育内容は学問・芸術・文化など の研究成果を不断に採り入れ、目の前の子どもが成 長できるように作るものなので、時の政権の考えに よって左右されたら、それが出来なくなるからです。

このように、民主政治の元では、学校という教育機 関は、不断に学術文化の研究成果を採り入れ、目の前 にいる子どもに合わせて教育内容をつくる教育課程 編成権があり、教師には、目の前の子どもにふさわし い教育を工夫する義務と権限があるのです。一方、文 科省・教委という教育行政機関は、学校という学び舎 をつくり、教師を採用するなど、教育条件を整備・保 障する義務があり、教育内容については、「指針や基 準」を示すに留め、細部に介入してはいけないのです。

## 文科省も学習指導要領は、「基準」だ、学習指導要領 通りではダメ、創意工夫せよと、明記

戦後初の学習指導要領(試案/昭和 22 年度文部省) は、軍国主義時代を反省して、そのことを下記のよう に書いています。

「これまでの教育では, その内容を中央できめると, それをどんなところでも、どんな児童にも一様にあ てはめて行こうとした。だから・・・画一的になって、 教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がな

かった。このようなことは、教育の実際にいろいろな 不合理をもたらし、教育の生気をそぐようなことに なった」「そのようなやり方は、教育の現場で指導に あたる教師の立場を、機械的なものにしてしまって、 自分の創意や工夫の力を失わせ,・・・時には教師の 考えを、あてがわれたことを型どおりにおしえてお けばよい、といった気持におとしいれ、・・・生きた 指導をしようとする心持を失わせるようなこともあ った」「教育に一定の目標があることは事実である。 また一つの骨組みに従って行くことを要求されてい ることも事実である。しかしそういう目標に達する ためには、その骨組みに従いながらも、その地域の社 会の特性や、学校の施設の実情やさらに児童の特性 に応じて、それぞれの現場でそれらの事情にぴった りした内容を考え、その方法を工夫してこそよく行 くのであって、ただあてがわれた型のとおりにやる のでは、かえって目的を達するに遠くなるのである。 またそういう工夫があってこそ, 生きた教師の働き が求められるのであって、型のとおりにやるのなら 教師は機械にすぎない。そのために熱意が失われが ちになるのは当然といわなければならない。これか らの教育が、ほんとうに民主的な国民を育てあげて 行こうとするならば、まずこのような点から改めら れなくてはなるまい。このために、直接に児童に接し てその育成の任に当たる教師は, よくそれぞれの地 域の社会の特性を見てとり、児童を知って、たえず教 育の内容についても, 方法についても工夫をこらし て,これを適切なものにして,教育の目的を達するよ うに努めなくてはなるまい」「この書は、学習の指導 について述べるのが目的であるが・・・一つの動かす ことのできない道をきめて、それを示そうとするよ うな目的でつくられたものではない。新しく・・・生 まれた教科課程をどんなふうにして生かして行くか を教師自身が自分で研究して行く手びきとして書か れたものである」

#### この趣旨は今も文科省に引き継がれている

学習指導要領を画一的に実施する学校があるため、 これを是正しようと、下記のように述べています。

「児童生徒に [確かな学力] をはぐくむためには、 各学校において学習指導要領の「基準性」を理解した 上で個性を生かす教育が行われることが大切であり、

このような取組が多くなされているところである。 しかしながら,一方で,各学校に対する学習指導要領 **の「基準性」の趣旨についての周知が不十分**である ため、学習指導要領に示されていない内容を加えて 指導することが適切な場合であってもそれが十分考 慮されていない状況も見受けられる。」「各学校では、 このような趣旨を踏まえ,地域の実態や各学校の実 情,建学の精神等を生かし,各学校の教育目標に応じ た適切な教育課程を編成・実施することが重要であ る。ただし、学習指導要領に示されていない内容を指 導するに当たっては, 学習指導要領に示された基礎 的・基本的な内容の確実な定着を図るための指導を 十全に行った上で、学習指導要領に示された各教科 等及び各学年等の目標や内容の趣旨を逸脱しないこ と,児童生徒に与える負担,高等教育との連携も視野 に入れた小学校から高等学校までの指導方針の連続 性等の観点から、無制限に行われることがないよう に配慮すべきである」(学習指導要領の「基準性」の 一層の明確化について/文科省 HP/2024.3.19

上記のように、文科省は、今も、**学習指導要領はあ くまで基準**だから、もっと、それぞれの学校の特性に 応じて、創意工夫が必要だと述べているのです。

奈教大附属小は、まさに、学校や地域の実情に合わせて、創意工夫を実践している学校なのです。

今回の自民党文教部会の批判を背に行われた奈教 大附属小の教育課程是正措置は、1政党による教育 支配であり、民主主義からも文科省の意図からも外 れ不当かつ子どもと教師に犠牲と負担を強います。 教師を強制出向させ学長・校長によるトップダウン の学校にすることは、教職員の民主的な論議の上に 積み上げられた学校運営を崩し、上意下達の、創意工 夫を欠いた運営に成り下がります。撤回すべきです。 【註1】奈教大附属小の教育課程に関する不適切事案 のお詫び及び報告書について(奈教大附属小 HP/公 開日:2024-01-17 13:59)【註2】奈教大附属小にお ける教育課程の実施等の事案に係る報告書(同前 HP)、衆院文科委員会宮本岳志氏の質問(2024/3/13)

### 支部大会のお知らせ

5月19日(日)14時~16時、オンライン形式 (詳細は後日事務局長メールで連絡)

議案書は後日送付又は事務局長メールを送信